○財務省告示第百二十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

別表公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「まで及び」を「まで」に改め、「平成二十九年三月三十一日まで」の下に「及び同年四月二十六日から平成三十年三月三十一日まで」を加える。

○厚生労働省告示第百八十三号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二項の表平成二十三年度の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年度	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚二丁目四番五号

○農林水産省告示第七百九十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品を次のように定める。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の五第一項の規定に基づき、農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品は、別表第二欄に掲げる体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。）であって、同表第三欄の定義に該当し、同表第四欄に掲げる機関が供給する較正用標準物質又は同欄に掲げる基準に適合するものとして供給される較正用標準物質のいずれかによって較正が行われているものとする。ただし、別表第二欄に掲げる体外診断用医薬品であっても測定原理が既存の体外診断用医薬品と明らかに異なるものは除く。

別表

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	サイロキシンキット	血液（血清、血漿又は全血）検体を用いて、サイロキシンの測定又は検出を目的としたキット。主に臨床上の疾病の診断補助に使用される。	米国薬局方 インスティチュート　フォア　リファレンス　マテリアルズ　アンド　メジャーメント
二	薬剤感受性（一般細菌・ディスク法）キット	臨床的重要性が高い一般細菌の抗菌性物質に対する感受性を測定することを目的とし、ディスク寒天拡散技術又はディスク培地溶出技術を用いたキット。主に臨床上の疾病の治療の選択に使用される。	アメリカン　タイプ　カルチュア　コレクション標準菌株 一般社団法人検査医学標準物質機構
三	リパーゼキット	血液（血清、血漿又は全血）検体を用いて、リパーゼの測定又は検出を目的としたキット。主に臨床上の疾病の診断補助に使用される。	

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（製造販売の届出に関する経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に体外診断用医薬品（この告示の施行により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の二十三第一項に規定する体外診断用医薬品以外の体外診断用医薬品に該当することとなったものに限る。）について法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の五第一項の承認を受けている者（以下「製造販売業者」という。）は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（製造販売業者が当該期間内に当該承認を受けている体外診断用医薬品の製造販売に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出までの間）は、当該届出を行っていない場合であっても、引き続き当該体外診断用医薬品の製造販売をすることができる。

（直接の容器等の記載事項に関する経過措置）

第三条　施行日から起算して二年を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する体外診断用医薬品であって、この告示の施行によりその直接の容器若しくは直接の被包に記載されていなければならない法第五十条第二号に掲げる事項に変更が生じるものに係る同号に掲げる事項の記載については、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町大字露ケ谷六三〇から六三六まで、六四五から六五二まで、字中畑下六五四、六五五、六五八、六五九、六六〇の一、六六〇の二、六六一、字中畑上六六二、六六三、六七八、六七九、字山ケ谷六八六・七二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六八七の一、六八七の二、七二七

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ケ谷六八六・七二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。